12(1)路　線　名　都道首都高速11号線
(2)工事の区間　東京都港区海岸二丁目から江東区有明二丁目まで
(3)工事の種類　改築工事
(4)工事完了の日　平成25年３月28日
13(1)路　線　名　都道首都高速葛飾江戸川線
(2)工事の区間　東京都葛飾区四つ木三丁目から江戸川区臨海町六丁目まで
(3)工事の種類　改築工事
(4)工事完了の日　平成25年３月28日
14(1)路　線　名　都道首都高速板橋足立線
(2)工事の区間　東京都板橋区板橋二丁目から足立区江北二丁目まで
(3)工事の種類　改築工事
(4)工事完了の日　平成25年３月28日
15(1)路　線　名　都道高速湾岸線
(2)工事の区間　東京都大田区羽田空港三丁目から江戸川区臨海町六丁目まで
(3)工事の種類　改築工事
(4)工事完了の日　平成25年３月28日
16(1)路　線　名　都道首都高速湾岸分岐線
(2)工事の区間　東京都大田区昭和島二丁目から同区東海三丁目まで
(3)工事の種類　改築工事
(4)工事完了の日　平成25年３月28日
17(1)路　線　名　都道高速横浜羽田空港線
(2)工事の区間　東京都大田区羽田二丁目から同区羽田旭町まで
(3)工事の種類　改築工事
(4)工事完了の日　平成25年３月28日
18(1)路　線　名　都道高速葛飾川口線
(2)工事の区間　東京都葛飾区小菅三丁目から足立区入谷三丁目まで
(3)工事の種類　改築工事
(4)工事完了の日　平成25年３月28日
19(1)路　線　名　都道高速足立三郷線
(2)工事の区間　東京都足立区加平二丁目から同区神明一丁目まで
(3)工事の種類　改築工事
(4)工事完了の日　平成25年３月28日
20(1)路　線　名　都道高速板橋戸田線
(2)工事の区間　東京都板橋区三園一丁目から同区新河岸三丁目まで
(3)工事の種類　改築工事
(4)工事完了の日　平成25年３月28日

近畿自動車道尾鷲多気線三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島から三重県度会郡大紀町崎までの工事一部完了公告

中日本高速道路株式会社公告第17号

標記高速自動車国道の工事の一部が下記のとおり完了するので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成25年３月27日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

記

路　線　名　近畿自動車道尾鷲多気線
区　間　三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島から三重県度会郡大紀町崎まで
工事の種類　新設
工事一部完了日　平成25年３月23日

東海北陸自動車道岐阜県郡上市八幡町有坂から岐阜県郡上市大和町島までの工事完了公告

中日本高速道路株式会社公告第18号

標記高速自動車国道の工事が下記のとおり完了するので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成25年３月27日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

記

路　線　名　東海北陸自動車道
区　間　岐阜県郡上市八幡町有坂から岐阜県郡上市大和町島まで
工事の種類　新設
工事完了日　平成25年３月28日

第二東海自動車道横浜名古屋線静岡県静岡市葵区小瀬戸から静岡県静岡市葵区飯間までの工事完了公告

中日本高速道路株式会社公告第19号

標記高速自動車国道の工事が下記のとおり完了するので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成25年３月27日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

記

路　線　名　第二東海自動車道横浜名古屋線
区　間　静岡県静岡市葵区小瀬戸から静岡県静岡市葵区飯間まで
工事の種類　新設
工事完了日　平成25年３月28日

第二東海自動車道横浜名古屋線静岡県浜松市浜北区四大地から静岡県浜松市北区都田町までの工事完了公告

中日本高速道路株式会社公告第20号

標記高速自動車国道の工事が下記のとおり完了するので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成25年３月27日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

記

路　線　名　第二東海自動車道横浜名古屋線
区　間　静岡県浜松市浜北区四大地から静岡県浜松市北区都田町まで
工事の種類　新設
工事完了日　平成25年３月28日

阪神高速道路工事完了公告

平成25年阪神高速公告第８号

本会社において実施中の阪神高速道路の新設工事は、下記のとおりその一部を完了しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成25年３月27日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　山澤　俱和

記

路　線　名　神戸市道高速道路２号線
工事の区間　兵庫県神戸市長田区南駒栄町から同市同区蓮池町まで
工事の種類　新設工事
工事完了の日　平成25年３月28日

地震保険基準料率算定公告

平成25年３月27日

損害保険料率算出機構

本機構は、地震保険基準料率の変更について、平成25年３月26日付で金融庁長官に届出を行いましたので、損害保険料率算出団体に関する法律第９条の３第２項および損害保険料率算出団体に関する内閣府令第８条の規定により、次のとおり公告いたします。

１．金融庁長官に届出をした基準料率　下記のとおり
２．基準料率の届出をした年月日　平成25年３月26日
３．基準料率表および基準料率の算出の基礎資料を閲覧に供する場所
損害保険料率算出機構　東京都新宿区西新宿３－７－１　新宿パークタワー　28・29階
４．基準料率表の交付の請求を受ける場所　同上
５．公告に関する問い合わせ先　損害保険料率算出機構　総務企画部広報グループ　電話（03）6758―1300